第1回 田辺市都市計画マスタープラン策定委員会 会 議 録

日時: 平成 20 年11月6日(木) 14 時 00 分から 15 時 30 分まで 場所: 田辺市役所 本庁4階 第1委員会室

1. 開会

(1)田辺市建設部より挨拶

田辺市建設部

- ・本日は、田辺市都市計画マスタープラン策定委員会に、ご参集下さいまして、誠にありがとうございます。
- ・都市計画マスタープランは、都市の将来像、都市整備の方針等、市の都市計画の指針となるもので、平成 20 年度から 21 年度にかけて策定する予定となっております。
- ・田辺市は、平成17年5月に5市町村が合併し、近畿一の広い行政区域を持つ市になり、旧田辺市の都市的な土地利用や都市活動が行われている地域と、「熊野古道」や「熊野本宮大社」など、豊かな自然や多くの地域資源を併せ持つ市になりました。このような、多様な特性を持つ田辺市において、都市計画のあり方を検証しマスタープランを策定していきたいと考えています。また、委員には様々な視点や立場の意見をいただくため、学識経験者・各種団体代表・市民公募委員・市議会代表・関係行政機関の方々に就任いただいております。
- ・田辺市都市計画マスタープランが、田辺市の将来の具体性のある都市計画指針として策定していくため、様々な意見をいただき、それらをマスタープランに反映していくことが重要であると考えており、皆様の豊富な経験と知識をもとに活発な議論をいただくことをお願いし、挨拶とさせていただきます。

(2)委員会メンバーの紹介

(3)委員長あいさつ

委員長

- ・田辺市については、合併により近畿で一番大きなまちになったということで、その都市計画マスタープラン策定の委員長として大役を仰せつかったが、是非、いいものを皆さんと楽しみ、夢を描きながらつくっていければと考えています。よろしくお願いします。
- ・私の専門はまちづくり、都市再生をここ 10 年やっており、最近では中心市街地活性化論、土地政策、まちづくり論、また統計分析も行っております。

2.議事

- (1)田辺市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱について
- (2)田辺市都市計画マスタープラン策定委員会の情報公開について (資料) 田辺市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

資料 1 田辺市都市計画マスタープラン策定委員会における情報公開について(案)

《質疑応答》

- 特になし -

(3)策定委員会(第1回)資料について

田辺市都市計画マスタープラン策定委員会(第1回)資料 .都市計画マスタープランについて .策定体制・スケジュールについて

《質疑応答》

- 特になし -

(4)策定委員会(第1回)資料について

田辺市都市計画マスタープラン策定委員会(第1回)資料 .都市計画区域について .アンケート調査について 資料:田辺市の都市計画決定状況

《質疑応答》

委員	・都市計画区域について、用途地域が指定されていなくても、旧田辺市は 都市計画区域に含まれているということか。
	・公共下水道計画や中心市街地活性化基本計画のエリアとの整合性はどうなっているのか。
事務局	・都市計画区域は旧の旧田辺町の全域に指定されている。その中には都市
	的でない地域も存在し、逆に都市化が進んでいる地域が都市計画区域に含
	まれていない地域も見受けられることから、今後、基礎資料等を示しなが
	ら皆さんとあり方について議論したいと考える。
	・公共下水道計画や中心市街地活性化基本計画等についても、都市計画マ
	スタープランと十分調整し反映していかなければならないと考えている。
	・田辺市の中心市街地活性化基本計画の策定状況は、現在、案を作成し、
	国の認定に向け国等と協議している状況である。
委員	・資料 P11 で都市計画区域の最終決定が昭和 33 年となっているが、そ
	れ以降、大幅な見直しをしてこなかったのはなぜか。
	・高校生アンケートの中で、南部高校龍神分校や熊野高校が入ってないの
	はなぜか。
	・当時の旧都市計画法により行政区域すべてが都計区域に指定されていた
	時代があった。昭和33年の行政区域の変更で現在の都市計画区域になっ
	ている。平成11年に都市計画区域の見直しに着手したものの、その直後
	に周辺 10 市町村の合併協議が始まり、その組み合わせが決定しない状況
	では、時期尚早と判断し中止した経緯がある。その後、平成 17 年に市町
	では、時期向手と判断し中止した経緯がある。での後、十成 17 年に中間 村合併し、新市の総合計画が策定されたことで、現在、都市計画マスター
	プランの策定を進めるに至っている。
	・アンケートは、市の都市計画に関するアンケートということで、市の都
	市部に位置する高校の学生にアンケートを行った。アンケート対象者は学
	生ということで、市内外に在住し、田辺市に通学している学生である。
委員	・都市計画区域の見直しの論議については長年行われているが、田辺市で
	は昭和 33 年の都市計画区域の決定区域が都市計画税の徴収区域となっ
	ており、これが現在まで変わっていない。今回の策定では、見直しした都
	市計画区域が都市計画税徴収区域として決定していくのか確認したい。
	都市計画整備により資産価値が上がっていた時代ならともかく、整備され
	ても資産価値が下がっていく現在、都市計画税徴収の意義が無くなりつつ
	あるように思う。
事務局	・基本的には都市計画税の徴収区域と都市計画区域とは別と考える。庁内
	では、都市計画マスタープランで都市計画区域のあるべき姿を検討し見直
	しの方向付けを行い、税については税の関連部署で検討し見直すことを考
	えている。

委員長	・今の意見は都市計画区域と税と別で考えていくということであるが、税となると、かなり大きなテーマとなる。ちなみにイギリスでは、中心市街地(DID地区)だけ特別に税を上乗せする制度を2年前から実施している。ただ、これについては地域の人達の多数決で意思決定している。
委員	・先ほどの事務局の意見で、都市計画区域と税とは別とのことであるが、 この会で議論の余地もあることとしてお願いしたい。
委員長	・そもそも日本で都市計画制度が機能し始めたのは、今から 40 年前の 1968 年の都市計画法ができてからで、これは、経済が右肩上がりであった時代のものであり、開発を抑制するという理由からできた法律であった。当時は、既に土地利用がなされていたものを上から網をかぶせることで、日本特有の混在型が形成された。そういった中で、今回新たに都市計画を考え直すという機会なので、かなり大きな役割を持った委員会と認識している。
委員	・都市計画を考える上で、「流通」という観点から、現在人口減少の中で、 法律論ではなく、土地の利用形態、売買の対象、価格など流通からみた資料というのは今回の市の分析に入っているのか、あるのか無いのか。これは重要と考える。法律論だけでは、家が建たない訳で、これには経済が関連することから、見直すにあたってはこういった観点が必要と考える。
事務局	・収集資料としては、そういったものは含まれている。また、市街化動向や宅地化動向などから調査できる地域が限られてくるが、その中であれば直近10年ぐらいを調査すれば可能であると考える。問題は、建築確認等法律の網にかかっていない地域が難しい。
委員	・今後、作業部会でエリアの除外、編入など具体の作業に取り掛かっていくと思うが、是非ともこの場で資料を開示していただきたい。建築確認のないところは、工事届があるので、都市計画区域外の検討も可能と考える。
委員長	・都市計画は、経済状態を考慮しなければならないが、経済ばかりではそ ちらを優先しかねない。せめぎあいのようなところがあり、難しいところ ではないかと考える。資料がもしあるようであれば、お願いしたい。
委員	・先ほどまでの事務局の意見であるが、できればこのマスタープランの検討で都市計画区域内だけを限定するのではなく、5市町村の合併があった中で、広域的な観点から中心市街地を検討されてはいかがと考える。また、都市計画区域外や準都市計画区域の議論ができればいいのではと考える。
委員長	・特に意見がなければ、おわりに総括したい。今回が初めての会であるが、非常に意欲的な会議と考えている。この会議の意見がこのまちのあり方を決める会議であるので重要と考える。 ・計画というのは、行政や有識者だけで決めるものでなく、市民の皆さんの意見が大切であり、そのために情報公開を進めていくことが大切と考える。 ・日本の都市計画は 200 年ほど前のアメリカのゾーニング制度を見本としており、それによって資産価値が上がるというところがすべてのポイントとなっている。都市計画をするというのは、そのまちづくりによってその都市の価値を高めることになるのではと考える。 ・このマスタープランで、全体構想から地域別構想へとステップを踏んでいくが、全体構想をしっかり議論していくことが重要と考えている。次回議論していきたい。

3 . 閉会 事務局より挨拶

以上